



新発田民主商工会
新発田市豊町2-3-3

TEL 0254-22-4390

FAX 22-4705

2017.5.29

No 2058

「換価の猶予」申請

申請した全員に許可の通知

税金を納期限までに一度に納付するのが困難な場合、税務署に申請することで、財産の差し押さえが猶予され、分割して納付することができる「換価の猶予」という制度があります。

新発田民商は3月にこの制度の学習会を開催し、6名の会員が参加。そのうち3名が消費税の分割納付を希望して申請し、税務署と納税相談しました。このほど、申請した全員に

税務署から通知があり、無理なく払える金額と回数での分割納付が認められました。

申請した会員さんは、「民商に申請書の書き方を教えてもらつたりして準備したのでスムーズに申請できた」と喜んでいました。

これからでも申請できます

「換価の猶予」申請は、税金の納期限から6か月以内に申請することができます。例えば、個人事業者の消費税の納期限は3月31日なので、9月30日まで申請することができます。法人も申請することができます。また、地方税にも同様の制度があります。

納付でお困りの方は、ぜひ民商にご相談ください。



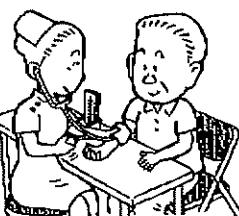
今週の商工新聞...♪♪♪もおすすめ

- ◆一面...仲間の支えで税務調査終了 大阪
- ◆一面...「減免制度」「徴収猶予」活用で国保負担軽減
- ◆一面...マイナンバー不記載の自治体広がる

共済会健康診断

土曜健診（下越病院）申し込み受付中

今年度の集団健診は、



8月19日（土）に行います。

定員は27名。定員に達し次第締め切ります。お早目にお申し込みください。

詳細は裏面の案内をご覧ください。

火災共済 更新手続きの「」案内

総合生協の火災共済が6月末で契約満了になります。新発田民商では、左記の日程で更新手続きを行いますので、対象の方はお忘れないようお願いします。

6月12日（月）・13日（火）午前10時～午後5時

6月14日（水） 午前10時～午後7時

※対象の方には「」案内をお届けしております。

当日は、印鑑・加入申込書のコピー・共済掛金・手数料をお持ちください。

A 健の「」日程

6月2日...聖籠支部なんでも相談会

6月4日...新商連定期総会

6月9日...パソコン教室 夜7時～8時

会場...民商事務所

6月11日...新発田民商 第63回定期総会

新発田民商共済会 第30回定期総会

6月14日...弁護士による無料法律相談

(前日までに予約してください)

6月18日...婦人部「傘だんご」作り

●とき 6月11日（日）
午後1時受付開始 1時30分開会

●会場 豊谷殿

●総親会 午後5時30分開始 会費 4500円
※支部総会を開催し、代議員を選出しましょう！

新発田民商第63回定期総会
新発田民商共済会第30回定期総会